

議案第13号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画政策課	児童生徒の問題行動及び教職員の指導のあり方等の諸問題について検討、協議を行い、再発防止策を講じるため、教育委員会の附属機関として三田市生徒指導等問題対策委員会を設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 児童生徒の問題行動及び教職員の指導のあり方等の諸問題について検討・協議を行い、再発防止策を講じるため、三田市教育委員会の附属機関として三田市生徒指導等問題対策委員会を設置する。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項、第202条の3（附属機関関係）</p> <p>【内 容】 （組織）委員は7名以内で構成 学識経験者、教育関係者、青少年育成関係者 等</p> <p>（所掌事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校におけるいじめ・暴力行為等の実態把握に関すること。 ○学校におけるいじめ・暴力行為等の防止及びその対策に関すること。 <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p> <p>【予算措置】 委員報酬、会場使用料等 委員会運営費用489千円</p>	